



筑紫女学園大学リポジット

本願寺派における学僧の出版に関して：
本山の介入と曇龍『垂釣卵』の開版

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2020-01-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木本, 拓哉, KIMOTO, Takuya メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1004

本願寺派における学僧の出版に関して

— 本山の介入と曇龍『垂鈞卵』の開版 —

木本拓哉

はじめに

近世の真宗学僧の出版がどのような経緯で出版されていたのかということを検討するのが本稿の目的である。

中野三敏氏が言うように「和本の版權は要するに、本屋が所持する版木そのもの」⁽¹⁾であった。つまり版木を持っていることがその書物を出版する権利を有していたわけである。この権利は期限が無く、重版や履刻、類板にすることにまで影響を及ぼすことが出来た。版木の所有していることが重要だったのである。そしてその版木を所有することを蔵版（蔵板）という。近世の學術書は「著者自身や寺院・学塾などが自ら出資して出版にこぎつけることが多く」、「著者自身の堂号や学塾・寺院の名前で「蔵板」と記され」、「蔵板者が版木の何枚かを手元の置き、あとは本屋の手のもとに置いてあり、本屋は刷り出す際に、いちいち蔵板者に許可を得て、その版木を借り受けて」⁽²⁾出版していた。

一般的には書物を出版した書林が版木を所有し、その書物の版權を管

理していたわけであるが、このように學術書は寺院がその版權を所有していることが多かったのである。書物の刊記にしるされている「○蔵板」がその所有者を意味していた。

仏教書の場合、学僧の著した教義書などは多くの学を志す僧侶が購入するので、刷れば売れるという具合であった。しかし教義を説く學術書の場合、その書物の主張に対する反論が生じることがある。特に仏教をはじめとする宗教の各宗派にとって、その宗派が正統としている教義を批判する書物への対応は必ず行わなければならない。その際の対応としては、その書物を絶版にしたり流布を止めたりすることがある。しかし書物には版權があるため、容易に絶版に追い込むことは難しかった。そこで書物を開版する際に規制を掛けることで出版の統制を図ろうとした。本稿はその統制の影響について、浄土真宗本願寺派ではどのような対応が取られていたのかということを考察するものである。

まず江戸時代後半の浄土真宗本願寺派の出版物への対応について考

察する。本願寺派内における西本願寺（以下、本山と呼ぶ）の出版統制について事例を整理し、その対応について明らかにしたい。

続いて具体的に学僧の出版について考えていきたい。そこで取り上げるのが曇龍³の『垂釣卵』である。安芸国に生まれた曇龍は大瀛⁴のもとで学び、勸学まで至った学僧である。筑前国の触頭である萬行寺の住職として福岡に入り、そこで多くの学僧を育てた。曇龍の著作は多く残されているが、開版されたものは三点である。その中の一つがここで採り上げる『垂釣卵』である。明和の法論や三業惑乱という学林を二分し、学林の休止するまでに至った両法論の影響は、学林組織を再整備するだけでなく、本山による学僧の出版に関してまで及んだ。そこで曇龍の『垂釣卵』がどのような経緯を経て出版されたのかということから学僧の開版について考察したい。

本願寺派内における開版に関しては、近年、引野亨輔⁵氏や小林准士⁶氏、万波寿子⁷氏らの研究成果がある。これらの研究成果を踏まえて、考察を進めていきたい。

一 本山の出版統制

この章では本山の出版統制について見ていく。特に学僧の出版に関する本山の対応について事例を整理し、そこから見えてくるに開版の規制について考察したい。具体的に取り上げるのは明和の法論、三業惑乱⁸である。学僧たちは自身の学説については、出版して流布させていたので、宗義について論争が起きる際には出版の差し止めを求める

声を上げた。このような出版についての問題に対して本山がどのような対応を取ったのかということに着目したい。

(一) 明和の法論

播磨魚崎真浄寺智暹⁹が『浄土真宗本尊義』（以下、『本尊義』とする）を著し、学林四代能化である法霖¹⁰を批判したことに端を発するのが明和の法論である。

智暹も法霖も第三代能化若霖¹¹の門下であり、若霖の没後、法霖が後を継ぎ第四代能化に就いた。法霖の没後、能化の補充はしばらくなされなかつたものの、智暹は能化候補の一人であった。智暹とともに能化候補に義教¹²がおり、この義教への期待が智暹を越えることになったので義教が五代能化に選ばれた。これにより智暹と門人たちは学林に対して反発するようになった。その流れの中で智暹は明和元年（一七六四）に『本尊義』を著し、当時の学林において正統な学説とされた法霖の本尊論を批判したのである。智暹が『本尊義』の開版を京都の書肆錢屋庄兵衛に依頼すると、学林側は本山に対して『本尊義』の絶版を働きかけた。そこで本山は明和二年（一七六五）に真浄寺の上寺である播磨龜山本徳寺寂宗¹³に『本尊義』の流布を延期するように命じた。しかし智暹の意志は固く、発刊した。これに対して学林側は義教の代講をしていた天倪¹⁴が『本尊義疑書』（明和二年六月）、看護僧鎔¹⁵が『本尊義一百問』（明和二年九月）を著し、智暹を批判した。智暹も『本尊義答釈』（明和二年七月）を著して応戦した。このような論争繰り返される中、本山は智暹と学林側とを対論させて決着を図ろう

とした。その対論は明和四年（一七六七）の五月に三回（五月十七日、二十三日、二十六日）行われたが、対論の後に本山が六月十三日に出した結論は喧嘩両成敗のようなもので、共に謹慎処分となったが、肝心の『本尊義』に関する処分には未定のままであった。¹⁴その後、本山は智暹側と学林側の謹慎を解き、六月二十四日に智暹は帰国した。七月に入ると学林側として智暹と対論した功存・継成・天倪の三名に対して、本山は褒美を与えた。更に能化義教が対面所にて講義をし、『本尊義』を論破した。このことから本山は両者を処分したものの最終的には学林側に与していたことが分かる。

（二）明和の法論における本山の介入

前述しているように、本山は学林側の『本尊義』絶版の要請に応じて明和二年（一七六五）に本徳寺に『本尊義』の流布を延期するように命じている。これが明和の法論における本山の出版介入への始まりである。

三度の対論の後、処分が保留されていた智暹の『本尊義』については、明和四年（一七六七）九月に学林の所化中が『本尊義』の絶版を諸国に触れ回るように本山へ願ひ出た。これを受けて十月十四日に本山は本徳寺に対して『本尊義』の絶版を命じた。本山による二度目の介入は一度目よりも重い絶版命令であった。この命を受けた智暹は受諾しなかったが、本徳寺の勧めに応じて受け入れた。しかし智暹側は『本尊義』の流布を諦めたわけではなく、本徳寺を通して本山へ働きかけをしたりした。そのように両者が対立している最中、明和五年（一

七六八）五月十四日に智暹が没し、六月六日に能化義教も没した。

対立する両勢力とも中心事物を失ったものの、この法論は続けられた。更にこの問題は智暹側に姫路藩主酒井雅楽守忠恭が加担したため複雑になってしまった。智暹側と学林側との対立だけなら本願寺派内の対立であるため、本山による差配が可能であったが、藩という派外の勢力が一方に加わると本山としても慎重にならざるを得なくなる。

しかし本山側としては能化法霖を批判する智暹側の主張を認めるわけにはいかず、能化義教によって論破された『本尊義』の流布を許可できない。そこで本山は十一月に『本尊義』を改題し、内容も改変した上で本徳寺の蔵版とするならば流布を認めると智暹側に妥協を図った。これにより智暹側は明和六年（一七六九）三月に『略述法身義』（以下、『法身義』とする）を上梓した。これが三度目の介入である。

この版木を本徳寺の蔵版とする本山の命令には、版權を書林ではなく本願寺派内の寺院で管理しようとした本山の意図が見えてくる。冒頭で述べたように寺院が版木を蔵版していることは、版權がその寺院にあることを示している。版木が書林にあった場合、書林の開版・販売の自主権が認められているため、開版の差し止めを行おうとすると奉行へ願ひ出て、それから書林仲間への通達がいくことになる。公権力の介入は書林仲間の自治権を脅かすものとなるため、書林仲間内が拒否することは容易に考えられる。しかし本徳寺の蔵版とすることは、版木を書林ではなく本徳寺に管理させることになり、それは本願寺派内で版木を管理することにもなり、印刷販売する際に本山の統制が利くことになる。それを見越して本山は本徳寺蔵版であれば開版を認め

たのであろう。

しかしこの『法身義』の主意は『本尊義』とほとんど変わっていない。かつたために学林側は相変わらず反対していたようで、学林所化衆は五月に京都奉行所へ『法身義』絶版を訴え出た。この訴えを奉行石河政武が受理したため、本山は文如から九条家を通して働きかけ、五月末に訴状を却下させた。このような事態になったために本山も学林側の主張を無視できず、門主法如の裁定ということで、『法身義』の絶版はできないが、売買禁止することを決めた。これが四度目の介入で、出版は認めるものの売買を禁止するものであった。この一件からは本願寺派の外で決着が図られることを避けたかった本山の意向が見えてくる。奉行という公権力の決定には本山といえども逆らえず、従わねばならない。そこで九条家を通して働きかけ、奉行に学林側の訴えを却下させた。外部の介入を何としても避けたかったのが本山の立場だったことが分かる。外部の介入を避けるためには、版權を本願寺派の内部で管理することが求められたのである。

(三) 『興復記』に対する本山の対応

次に三業惑乱における本山の出版介入について取り上げたい。三業惑乱は三業帰命説をめぐる法論で、学林側(新義派)と在野の学僧(古義派)との対立によって起こったものである。結局この問題は本願寺派内で解決できず、寺社奉行が介入するまでに発展した。この三業惑乱では『興復記』¹⁷に関して本山の出版介入があった。そこで、ここではその『興復記』に対する本山の対応について見ていく。

北陸中心に広まっていた「無帰命安心」という異安心について、その唱導者である浄願寺龍養を糾明し回心させるために本山のから功存が派遣された。宝暦十二年(一七六二)二月のことである。功存が龍養を回心させ、越前国内の僧侶を集め法談して教誡した。この講説を筆記したのが『願生帰命弁』である。この書は宝暦十四年(一七六四)一月に開版された。功存の立場は身・口・意(心)の三つ業を通して阿弥陀仏に救済をたのみ、そこに帰命の相がなければならぬとするものである。明和六年四月に功存が第六代能化に就任したため、学林周辺ではこの三業帰命説が行われたが、在野の学僧たちの間では反対する意見が起こった。天明四年(一七八四)に興正寺派の和泉堺元立寺大麟¹⁸が『真宗安心正儀篇』が論駁した。それに対し、学林側は天明六年(一七八六)に豊前の崇廓¹⁹が『傍観正偽篇』、越前の玄仗²⁰が『弾妄篇』を著し反論した。

天明七年(一七八七)には大谷派の讃岐高松西法寺の宝巖が三河国一色村安休寺善永という人物に仮託して『興復記』をまとめた。この稿本を入手した書肆銭屋佐兵衛(文箋堂)は堺屋嘉七を願人として出版の願いを出し、開版が認められると堺屋嘉七から版本を購入し一八〇冊を摺って販売した。この『興復記』は当時議論がなされていた帰命説を巡る書物であるため発刊とともに流行してしまった。学林側としては、この書は功存の『願生帰命弁』を批判するものであるため流行を止めたかった。そこで銭屋に対して不都合な書物を出版したことへの弁明を求め、申し開きが出来ない場合は絶版にすることを求めた。

この学林からの要求に対して銭屋佐兵衛は本山より公儀に対して願
い出て、公儀から本屋仲間に対して絶版の命が下された場合、また本
山から本屋仲間に対して公儀へ出版の願い下げを願い出るように依頼
し本屋仲間がこれに応じた場合の二通りであれば絶版に応じると回答
した。この回答により学林は本山へ働きかけ、公儀へ絶版を願い出る
ように動き出した。その動きを受けて銭屋佐兵衛は本山の御用書林で
ある永田調兵衛を介して『興復記』の版木と売れ残っているものを本
山に納めた。学林の要請を受け、公儀の力を借りて銭屋佐兵衛へ絶版
を働きかけた本山の動きは、やはり出版介入と言えるだろう。

この『興復記』一件はこれで終わりを迎えなかった。本山は京都奉
行に対して本願寺派以外の僧侶が著した書物でも浄土真宗の教義の書
物については事前検閲を申し入れ、奉行はこれを認めた。本山として
は学林の能化が著した書物への批判は、本山そのものへの批判でもあ
るので、書物が出版流布される前に止めたかっただけである。この本
山の願い出に対して本屋仲間は、浄土真宗の教義に関して他派の本山
に差し出した事例は無く、これが先例となつては困ることを主張し
た。この本屋仲間の主張は「宗派間の論争は出版書の応答を通じてな
されるべきである」というもので、書肆による開版の独立性を訴えた
ものである。これを受けて奉行は、本山の事前検閲の願いを取り下げ、
本屋仲間の主張を認めた。しかしその後、『興復記』の版木が本山か
ら銭屋佐兵衛へなかなか返還されなかった。書肆中川藤四郎と本山の
交渉により、本屋仲間へ返還された後、銭屋佐兵衛のもとへ戻された。
そして、この版木は本山の命を受けた永田調兵衛が銭屋佐兵衛から買

い取り、蔵版とし、印刷されなかったもので新たに流布することはなかつ
た。これが『興復記』一件である。

(四) 本山における開版の規制

落着いたと思われる三業惑乱は単なる学林の主張が一変しただけで
なく、本山による学僧たちの言論統制にまで発展した。三業惑乱が決
した学林を立て直すために法制十三箇条を定めた。その中に次の一条が
ある。

〈史料 一〉

一 去寅七月従公儀被仰渡候通、末学著述之書類、御本山御許容
無之開板者勿論、弟子等へ付与いたし候儀も御停止ニせうろ
う、万一心得之者之おいては、可為曲事事。

〔『学林万檢』卷二〕⁽²⁾

これによれば、書物の開版は勿論のこと、弟子たちへ与える書物も
本山の許可が必要となった。学林や地方の寺院で講義を開延した際の
講義録なども「弟子等へ付与」に含まれることになるだろう。学僧の
講義録は写本の形で寺院に残されていることが多い。比較的読みやす
いはっきりとした文字のカナ交じり漢文体で書かれている講義録は、
聴講しながら書写したとは考え難い。あらかじめ書写したものを講義
の際に持参し、それを読みながら講義を聞いたのだろうし、講義の後
に講師が持っている講義録を借りて書写したと思われる。この講義で
用いた講義録も本山の許可が必要となったわけである。つまり、書物

の開版だけでなく講義の内容までも本山の統制下に置いたのだ。

学僧の言論を統制しようとするものは先に見た『興復記』に関する史料にも見え、ここでは本山の許可がないものを開版出来ないように書林仲間へ通知するように公儀へ願ひ出ている。²³史料一は本山の宗派内における通達であったが、これは書林仲間への通達依頼であり、あらゆる手段を使つて学僧の開版を阻止しようとする本山の姿勢が分かる。

更に文化十三年八月には次のようなことも取り決めている。

〈史料 二〉

○八月十一日、看護虎間へ出ル、以御書附被仰渡候事、御一派之内著述之書類開板流布等之志願有之候ハ、御裁断以後被仰渡

候通、御殿へ伺指上、御許容有之上、書林之儀ハ、永田調兵衛・河南四郎兵衛・丁子屋庄兵衛・銭屋七郎兵衛、右四人之内江可

及相談^二候

〔『学林万檢』卷二、文化十三年〕²⁵

本山の許可を得た書物は永田調兵衛、河南四郎兵衛、丁子屋庄兵衛、銭屋七郎兵衛の四人の書林から出版するように指定した。本山の御用書林をはじめ、本山に近い書林に開版させることで、開版の後も本山の目が届くようにしたのである。

このように本山は、開版する前の検閲、そして開版する書林の指定までして、学僧の出版を規制していたのである。

二 曇龍の『垂鈞卵』の出版願末

ここからは曇龍が記した『垂鈞卵』の開版について見ていきたい。

曇龍の『垂鈞卵』が世に出たのは天保十年（一八四〇）である。先に見たように、明和の法論と三業惑乱を経た後、本山は学僧の出版に關して事前検閲を行うようにした。この通達が出された後にこの『垂鈞卵』は出版されているので、当然その手続きを踏まねばならない。そしてこの『垂鈞卵』は神道批判の書でもあるので、宗派にとっては必要な書物であるが、神道側からの出版介入が起り得るものでもあろう。そこでこの『垂鈞卵』がどのような経緯で出版されたのか考えていきたい。

(一) 『垂鈞卵』執筆の背景

『垂鈞卵』とはどのような書物であったのか。これを探るには当時の状況を押さえないければならない。

中国地方を中心に真宗と神道との間で論争が繰り広げられていた。その中心にいたのが神道講釈師の矢野守光²⁶（佐倉太夫・大倉・大倉太夫などと通称する）である。守光は和泉国金熊権現社の神職である矢野光濟の子として、天明四年（一七八四）に生まれた。神道講釈師としての彼の師は栄名井聡翁（甲斐国二宮の神職、垂加神道家）であり、寛政十三年（一八〇一）に入門している。

神道講釈師というのは各地を旅しながら神道について講談する者である。そして「栄名井聡翁は九州滞在中に神社を拠点として神道講釈

を行いつつ、神社の神主の子弟を門人として迎え入れ、彼らにも講釈を習わせて講釈師として養成し、「そして講釈師と自立できるようになった後には、各人が特定の地域における講釈を担当することで、彼らがお互いに地域を分担しながら勢力を拡大していった」²⁷⁾わけである。このような神道の普及と講釈師の教育システムが確立していたために、神道講釈師の活動は再生産され続け全国各地へ広がっていった。

矢野守光の年譜²⁸⁾によれば、矢野が初めて安芸国に入ったのは文化二年(一八〇五)の二月で、その後は筑後国や伊予国をまわり、文化七年(一八一〇)の冬から翌文化八年にかけて再び安芸国を訪れ、各地で神道講義をしている。特に文化八年六月には、佐伯郡蓮教寺が触頭の仏護寺に対して矢野の誹謗に対する講義を許可するようお願いを出している²⁹⁾ので、安芸国の真宗僧侶には大きな問題であったことが伺える。そのため曇龍は『垂釣卵』を執筆し、矢野に真宗批判への反論と、神道批判を行ったのである。

(二) 『垂釣卵』開版の経緯

曇龍は『垂釣卵』の出版経緯について凡例の中で次ように記している。

〈史料 三〉

一 予コノ書ヲ出スコトハ今ヨリ二十九年前文化辛未ニ在リ、然ルニソノ翌壬申ノ夏ニ至リ、闔國ノ道俗之ヲ梓ニ鏤メテ以テ世ニ公ニセンコトヲ請フ、予カ就業ノ日隨喜ノトモカラ卷々

ノ成功ヲ俟チテ展轉書寫スルニ、魚魯ノアヤマリ多キヲ見ルヲ以テナリ、當レ時マタフタ、ヒ校訂ス、然レトモ故アリテ刻セス、延ヒテ今年ニ至ル、今ヨリサキ散シテ四方ニ行ハル、者ハ多クソノ辛未本ナリ、イマ劔刷氏に授クルモノハソノ壬申本ナリ

一 辛未ノ本ハ卷數七アリ、然ルニ卷ミナ紙數多クシテ觀者或ハ倦ム、故ニ壬申ノ夏融テ十二卷トナシ、人ヲシテソノ疲ヲ免レシム

〔真宗全書〕第六十一卷³⁰⁾

これにより出版に至った経緯が見えてくる。曇龍は文化八年に『垂釣卵』(辛未本)の執筆を終えていた。そして曇龍門下の龍華学派の僧侶たちはこの書を出版することを願った。それは神官矢野守光の著作が広く流布していたからである。安芸を中心に全国的に広まった矢野の著作は真宗僧侶にとって危惧すべきものであった。

矢野が各地の神社を巡回し講釈をする中で、彼らの著作が写本という形で流布していた。各地を巡回していたわけであるから全国的に広く流布していたと考えられる。そして矢野は藩主にまで講釈していた。そのため真宗側は公権力を通してこの問題に介入することは難しい状況でもあった。さらに当時は対立する宗教思想に関してどの宗教を信仰するかは信者側の問題という認識であった。これらのことを踏まえると、矢野の勢力に対抗するためには、真宗側も著作を通して批判し、それを広く流布させなければならなかった。つまり『垂釣卵』を出版し流通の乗せ、多くの学僧が手にすることができるようにする

ことが喫緊の課題だったのである。そのため諸国の龍華門下は曇龍に對して『垂鈞卵』の出版を要請したものと考えられる。

曇龍は文化十三年に『龍華門標』³¹を著し、学問の進む方向について論じている。ここに「龍華」という名前が見えているので、曇龍を中心とする龍華学派は、この頃には出来上がっていた。さらに『龍華札規』³²には、龍華学派の学僧と偽る僧侶が多いため、学派の僧侶に對しては身分を証明する門鑑を發行する経緯が記されている。龍華学派を偽つて名乗る者が出るほど、曇龍及び龍華学派の名前が全国的に知れ渡つていたことになるだろう。

その勸学曇龍の著作であるからこそ、出版する意味があつたのである。

(三) 本山への届け出

先に示した文化三年の本山の出版統制を則れば、龍華学派の僧侶たちが書写したことは写本の流布となり本山に届ける必要があつた。天保七年(一八三六)に曇龍は本山に届け出していた『垂鈞卵』の借り受けを願ひ出ていることから、曇龍は『垂鈞卵』の稿本を本山に提出していただようである。

〈史料 四〉

奉願口上之覚

一 拙僧兼而著述仕候而、御殿江奉差上候垂鈞卵全部七卷、此節
暫時拝借被仰付被為下候様奉願候 以上

万行寺印

申六月廿五日

御本山

御役人中

〔筑前国諸記〕天保七年³³

いかなる理由をもつて、既に届け出してしている『垂鈞卵』を借り出したのかは不明である。しかしこの史料に「垂鈞卵全部七卷」とあることから、本山に提出したのは初稿の辛未本の七卷であることが分かる。『垂鈞卵』が完成してすぐに本山に届け出していたのだろう。曇龍自身が凡例に記しているように、門弟の間で書写され広まったのはこの辛未本であつた。本山が出した規則に従い、この本を書写によつて流布させるために届け出したと思われる。

そして凡例によれば、『垂鈞卵』出版の声を聞いた曇龍は開版に向けて校訂作業を進めた。門弟たちが書写したものは、字形が似ていることによる文字の写し損じが多く見つきり、再び校訂する必要があつたからだ。しかし校訂が済んだものは「故アツテ」出版には至らなかつた。この「故」の詳細は不明であるが、本山が学僧の出版物に關して事前検閲をしていたことを踏まえると、その手続きなどに時間が要していたと考えられるだろう。

そして天保九年(一八三八)に『垂鈞卵』開版の許可が下りた。

〈史料 五〉

御尋ニ付申上候口上之覚

一 私義、著述仕置候垂鈞卵開版之儀先達而奉願候処、此節願之通
御免被仰付重、難有仕合奉存候、然ル処私義只今老年二及罷在

候へハ、今日ニ而も命終之跡自然他分破外も有之時、社中之内
反破仕可申仁体有之哉否御尋被仰付奉畏候、則雲州意宇郡雲江
西福寺隱居徹外、并石州浜田光西寺二男泰空、此兩人何レ茂国
学聞江有之、神道之儀当年鍊磨仕居申候間、此段御聞置被為下
及死後自然之儀有御座候ハ、何ケ様とも御取計被成下候様奉
願候、為念此旨奉申上置候、以上

筑前方行寺

戊正月

大行房印

御藏板懸り

御役人中

〔筑前国諸記〕天保九年³⁴

願いを出していた『垂釣卵』の開版の許可が降りたことにより『垂
釣卵』が出版に向けて動き出されるのである。

この〈史料 五〉の後半部分は、出雲州国意宇雲江西福寺の隠居徹
外と、石見国浜田光西寺の泰空とが国学の聞こえがあり、いずれはこ
の両名と筆論を交わしたいというものである。この史料から安芸周辺
の出雲や石見にも神道へ転向しようとする僧侶がいたことがわかる。
このような僧侶が次々に出てくることを慮ったため、龍華学派の門弟
たちが神道批判の書である『垂釣卵』の刊行を切望していたのだろう。

(四) 垂釣卵の版本

龍谷大学大宮図書館に所蔵されている『垂釣卵』の一つに「大行房
藏」の蔵書印が押されていて、初篇一冊目の見返しに「天保十己亥秋

寄附 曇龍師」と墨書されているものがある³⁵。この識語により、こ
れが『垂釣卵』の初版本と考えられる。初篇七冊、後篇五冊からなる
十二冊本である。

初篇は7冊目に天保十年（一八三九）の雪象³⁶の跋文が納められてい
るため、天保十年の跋刊とされていたが、この識語により、初篇七冊
は天保十年秋には刊行されていたことが確実となった。後篇の末尾の
刊記には天保十二年（一八四一）とあるので、後篇五冊は初篇が刊行
されて二年の後に世に出たことが分かる。

初篇と後篇とを見比べてみると、後篇の目次の字体が初篇の序文・
本文や後篇の本文と違うことが分かる。後篇の目次には「師時臥病門
人 釋玄雄謹識」とあるので、この後篇の目次は『垂釣卵』本文の彫
刻が終わった後に組み入れられたものだろう。病床の曇龍に代わり、
門人の玄雄が『垂釣卵』後篇の開版の実務を担っていたのである。

後篇の末尾の刊記には「大行房藏版」と記されており、『垂釣卵』
の版權が大行房、つまり曇龍にあったことが分かる。そして取次所と
して丁子屋莊兵衛（庄兵衛）と河内屋新次郎の名がある。丁子屋庄兵
衛は本山が指定した書林であるので、曇龍はこの丁子屋庄兵衛に開版
の実務を依頼したのだろう。

大宮図書館には「大行房藏」の蔵書印が押された『垂釣卵』がもう
一部ある³⁷。この本の末尾には寄贈印がおされており、それにより大正
三年（一九一四）に藏經書院から寄贈されたことが分かる。そしてこ
の本には朱墨による句点やくずし字を楷書に書き直した書入れがあ
る。藏經書院は『真宗全書』刊行した書店で、『垂釣卵』は大正二年

(一九一三) 一月に刊行していることから、この本が『真宗全書』に載せられた『垂釣卵』の原本と考えられる。

この他に、刊記の版元が菱屋友七郎となっている本もある。⁽³⁸⁾これは初篇の一冊目の序文の後に雪象の跋文が入られているので、初版本が刊行された後に出版されたものと考えられる。

そしてこの本も前述した版本と同様の構成であり、同様の字体があるため初版本である。

(五)二つの募縁

この『垂釣卵』には二つの募縁簿が存在する。一つは表紙に『垂釣卵彫刻募縁簿』⁽³⁹⁾(以下、『募縁簿』と省略する)に書かれた刷り物である。もう一つは『垂釣卵』初版本の末尾に記されている「彫刻募縁」⁽⁴⁰⁾の名簿である。

まず刷り物の『募縁簿』について見ていく。その全文を翻刻したものを次に示す。

〈史料 六〉

垂釣卵ハ勸学曇龍和上の著述にして

一部七卷四百四十一昏ありその中廣く儒佛

神三道より諸子百家の書を引魂滅せざる

事は儒仏神三道いつれも朽なしき旨を

あきらかにし

天照太神八幡大菩薩の御託宣全く佛教に符

合する趣を辯し

聖徳太子鎌子内大臣吉田兼俱正しく此大道を
ふむて少もわたくしの御計ひなしと決し
御代々の

聖天子

賢將軍の御政これより出たれ八千古に確立し
て毫も動かすへきにあらざる事を明かにし

四海の道俗正義に帰し一大事をあやまら

ざる近みちをしるされたり依てしこれをもと

めむとすれとも巻数既に七におよび紙数

また少なからねはその事かなひかたく何とそ

梓に鏤めてこれを世に公にせむと五三の同社

議し侍れと財たくついゆる事なればあ

まねく護法の君子に募りて多少の銭財をす

て、此志をたすけむ事を希ふと云爾

發起頭

徳榮寺 義圓

福岡 光圓寺 大振

同 建立寺 法龍

同 妙徳寺 麟兮

同 専立寺 紫溟

嘉麻郡長源寺 寶雲

宗像郡正蓮寺 玄雄

宗像郡寶蓮寺 正観

早良郡浄泉寺 曇溟

同 教善寺 無尺

志摩郡専光寺 寂音

上座郡勸正寺 珠山

肥後國光照寺 鍼水

御國內 惣社中

(『妙徳寺資料』所蔵典籍目録、版本一一六)

このことから、この『募縁簿』は福岡藩の触頭である徳栄寺を發起人の頭とし、福岡藩内の寺院や曇入門下の正蓮寺遠藤玄雄、光照寺原口針水の名前が挙げられている。周辺の寺院や門徒たちに配布されたものと予想される。この『募縁簿』が作成された年代は不明であるが、妙徳寺第十一世麟兮の名前があることから、麟兮が妙徳寺の歴代となつた天保七年以降のものであると考えられる。本山による厳しい出版統制を踏まえると、開版許可が下りた天保九年以降と考えるのが妥当だろう。

曇龍と麟兮の関係であるが、妙徳寺に所蔵されている写本に曇龍著述の『禮讃引釋義 上下』⁴³、『真宗唯識轍』⁴⁴、『大経和讃聴記 上』⁴⁵があり、『真宗唯識轍』には「柳光山妙徳寺麟兮主」の識語、及び麟兮の蔵書印が押されていることから、また『大経和讃聴記 上』には「文政十亥天夏五月朔日開筵」とあることから、麟兮が曇龍の講義を受け、さらに著述を書写していたことが分かる。麟兮にとって曇龍は師であつたわけだ。そのため『垂鈞卵』の開版の發起人の一人として名乗

りを挙げたものと思われる。

もう一つの「彫刻募縁」は『垂鈞卵』初版本の後篇の末尾に載せられている。それは次の通りである。

〈史料 七〉

彫刻募縁

金千疋 泉州 和泉屋吉兵衛

同三両 大阪 神崎屋平九郎

同壹両 全 嶋屋伊兵衛

同壹両二歩 全 和泉屋新右衛門母

志 全 播磨屋七兵衛

志 全 河内屋久兵衛

金二両 全 加嶋屋武助

同二両 全 関谷

同二両 全 灘屋利三郎

同壹両 全 神寄屋良助

同二歩 全 丸太屋十藏

同二歩 全 和泉屋妙照

(『垂鈞卵』後篇)

この「彫刻募縁」は玄雄が記した後篇の目次と字体が似ており、本文の字体と異なるので、恐らく、後篇の目次と共に後に組み入れられたものだと思われる。

ここには大阪を中心とした商家の主人たちの名前があがっている。十二名の屋号が異なっていることを踏まえると十二名が複数の家の者

たちであることがわかる。神崎屋平九郎⁴⁶は大坂雑魚場を代表する魚問屋であり、灘屋利三郎はその親類である。「和泉屋妙照」は和泉屋の隠居した者と考えられ、「和泉屋新右衛門母」とともに家の主人ではない者である。この一家の主人でない者も寄付していることは、この募縁が商家の主人が一家一門を代表して行ったものではなく、一人一人が個人として行ったものであることがわかる。先に見た『募縁簿』には僧侶の名前が挙げられているが、彼ら僧侶の先に彫刻募縁の一人一人が居り、これら個人の浄財により『垂釣卵』の出版が叶ったことは、押さえておくべきことだと思われる。

本願寺派の門徒は各地に講の組織があり、それが本山などの寺院に物品を納める講や、地域の特産物を納める講などがあった⁴⁷。寄付する行為が信仰の現れだったわけである。『募縁簿』によつて寄付をした門徒たちも、「彫刻募縁」の個人も、直接的に曇龍との関わり合いが薄い者と思われる。しかし彼らは『垂釣卵』への寄付を行ったのである。このように近世仏書の開版の背景に、門徒たちの寄付があり、それも信仰の一つだと言えるだろう。小額の寄付だからこそ個人としての信仰からの寄付と捉えることができる。

小結

本稿では本願寺派における学僧の出版に関して本山の規制と学僧の開版について見てきた。

明和の法論と三業惑乱を経て、本山は学僧の著書の出版に統制を加

えた。智暹の例では、本徳寺の蔵版とすることで、版權である版木を著者でもない書林でもない第三者に管理させようとし、それにより出版と流通を規制したのである。『興復記』一件でもやはり版權が問題となった。そのため本山は学僧が出版する際の書林を指定した。学林能化の解釈を批判する学僧の書物の流布を防ぐために、開版する著作を本山に提出させ事前検閲も行った。このような徹底した統制を図ることで、論争の芽を摘もうとしたのである。

そのような統制が敷かれた後に出版されたのが曇龍の『垂釣卵』であった。曇龍は初稿が成った後に本山に提出し、開版の許可を願っていた。本山が出した規制に従っていたことが分かる。そして着目すべきことは『垂釣卵』が曇龍の蔵版であったことである。これまで見てきたように本山は版權を本願寺派内で管理しようとしていた。書林ではなく派内の寺院や僧侶に版權を持たせて、本山の指示に従わせようとしたのである。『垂釣卵』も曇龍の蔵版であるため、何か問題が起きた場合は曇龍に絶版及び流布の禁止が出されていたかもしれない。学僧側も開版する際には、先々のことも考えなければならなかったのである。

そして許可を得て開版する際には、福岡の曇龍門下の僧侶たちが中心となって資金を集めており、さらには大坂の商人たちが寄付していたことが明らかになった。『垂釣卵』の出版の裏には多くの人々の支えがあったわけであり、興味深い事例である。

最後に今後の課題を述べて本稿を結ぶ。三業惑乱以後に出された本山の規制の影響がどこまで及んでいたのかということが課題として挙

げられるだろう。今回は曇龍の『垂釣卵』を取り上げたが、曇龍以外の学僧の著作はどのような経緯で出版されたのかということを探れば、本山の規制の影響が見えてくると思われる。版權のことを考慮すると、学僧の蔵版ということが大きな鍵となり、惑乱以前と以後の学僧たちの蔵版本の出版数を比較すれば影響の大きさが見えてくだろう。

そして曇龍の『垂釣卵』の出版には個人の寄付があったわけであるが、他の学僧の出版物もこのような寄付があったのか、僧侶以外の者の出版ではどうかなどを見ていくと、近世出版の一つの性格が浮かんでくるだろう。

注

(1) 中野三敏『和本のすすめ』（岩波新書二二三六、二〇一一年）五七頁。

また版本に関しては中野三敏『書誌学講義 江戸の板本』（岩波書店、一九九五年）を参考にした。和本については橋口侯之介『和本入門―千年生きる書物の世界』（平凡社、二〇〇五）・『和本への招待―日本人と書物の歴史』角川選書四九二、角川学芸出版、二〇一一）などを参考にした。

(2) 中野氏二〇一一、五八頁

(3) 曇龍については井上哲雄『真宗本派学僧逸伝』（永田文昌堂、一九七九。以後、『学僧逸伝』と略す）二二四―二三〇頁を参照。

(4) 大瀛については前掲注(3)『学僧逸伝』一九三頁―二〇二頁を参照。

(5) 著書としては『近世宗教世界における普遍と特殊―真宗信仰を素材として―』（日本仏教史研究叢書、法蔵館、二〇〇七年）がある。論文は「三業惑乱―異安心」にみる近世仏教の一特質」（『史学研究』二二一号、廣島史學研究會、一九九八年）、「真宗談義本の近世的展開」（『日本歴史』六三五号、吉川弘文館、二〇〇一）、「文字化する宗教知のゆくえ―備後国沼隈郡大東坊蔵書を事例として」（『福山人間文化学部紀要』十一号、福山人間文化学部、二〇一一年）、

「近世真宗学僧の「遺書」争奪戦…書物の時代」と学統継承のかたち」（『福山大学人間文化学部紀要』十三号、福山大学人間文化学部、二〇一三年）、「読書」と「異端」の江戸時代…真宗教団を事例として」（『書物・出版と社会変容』十二号、書物・出版と社会変容研究会、二〇一二年）、「日本近代仏書出版史序説」（『宗教研究』九〇号、日本宗教学会、二〇一六年）、「仏書と僧侶・信徒」（横田冬彦編『本の文化史Ⅰ 読書と読者』平凡社、二〇一五年）などがある。

(6) 「三業惑乱と本屋仲間―興復記」出版の波紋」（『書物・出版と社会変容』九号、書物・出版と社会変容研究会、二〇一〇年）

(7) 著書として『近世仏書の文化史…西本願寺教団の出版メディア』（法蔵館、二〇一八年）がある。

(8) 明和の法論および三業惑乱については『龍谷大学三百年史』（龍谷大学出版部、一九三九）、『本願寺史』第二卷（浄土真宗本願寺派宗務所、二〇一五年）などを参照。

(9) 智運については前掲注(3)『学僧逸伝』二三四頁―二三〇頁を参照。

(10) 法霖については前掲注(3)『学僧逸伝』二八九頁―二九二頁を参照。

- (11) 義教については前掲注(3)『学僧逸伝』五三頁〜五五頁を参照。
- (12) 本徳寺は「蓮如宗主の孫実玄のときから寺号を名乗る。近世に入っても准如宗主の子准円が入寺に、良如宗主の娘閑と婚姻を結んでいる。あらに明和三年四月、法如宗主の娘美喜と本徳寺法静とが婚姻していた。本徳寺は一族寺院として本山との関係が深く、近世を通じて本山を支える有力寺院だった」(前掲注(8)『本願寺史』三一六頁)。
- (13) 天倪については前掲注(3)『学僧逸伝』二四八頁〜二四九頁を参照。
- (14) 両者への処分は智暹側には「聖教や学林の著述の文義について十分に会釈すること、弟子中は一味和合すること、能化を邪義とする輩については制禁とすべきこと、『本尊義』については追って沙汰することなど」が、学林側には「文義の評論もあるが、一味和合してこれまでことは和順すること、先の能化への誹謗は停止させることなど」が仰せ渡された。なお、智暹をはじめ門人数名に対しては「旅宿遠慮・差控」が、学林の功存・継成・天倪にも「旅宿遠慮」が出され、両者とも謹慎させられている。(前掲注(8)『本願寺史』二卷、三二二頁)
- (15) 功存については前掲注(3)『学僧逸伝』一〇一頁〜一〇六頁を参照。
- (16) 継成については前掲注(3)『学僧逸伝』七七頁を参照。
- (17) 『興復記』に関しては『興復記一件』(龍谷大学大宮図書館所蔵、請求番号022/135/1)がある。『興復記』に関する問題についての先行研究としては前掲注(6)の小林氏に研究がある。また万波氏の前掲注(7)にも、この一件について述べられており(二七二〜二七四頁)、これを参考にした。
- (18) 大麟については前掲注(3)『学僧逸伝』二一六頁を参照。
- (19) 崇廓については前掲注(3)『学僧逸伝』一七九頁を参照。
- (20) 玄仗については前掲注(3)『学僧逸伝』八七頁〜八八頁を参照。
- (21) 前掲注(6)六頁。
- (22) 『龍谷大学三百年史』(史料編第一卷、龍谷大学)、二九三頁
- (23) 前掲注(17)『興復記一件』文化十三年子年。
- (24) 万波氏はこの願いが許可されたか不明であるとしている。
- (25) 前掲注(22)三五五頁。
- (26) 矢野守光に関しては、小林准士「神道講釈師の旅と神仏論争の展開―矢野佐倉太夫の活動に即して―」(島根大学法文学部紀要『社会文化論集』七号、島根大学法文学部、二〇一一年)がある。その他、真宗と神道に関しては小林氏に「神祇礼拝論争と近世真宗の異端性・讃岐国における了空と教乗の論争の検討」(『歴史評論』七四三号、歴史科学協議会、二〇一二年)、「近世真宗における神祇不帰依の宗風をめぐる争論の構造と展開」(『史林』九六・四号、史学研究会、二〇一三年)、「近世真宗における神祇不帰依と「神道」論的特質」(島根大学法文学部紀要『社会文化論集』十一号、島根大学法文学部、二〇一五年)などがある。引野氏にも「近世真宗における神祇不拝の実態―真宗地帯安芸を事例として」(『地方史研究』五一・三号、二〇〇一年)、「近世中後期における地域神職編成…「真宗地帯」安芸を事例として」(『史学雑誌』一一一・十一号、史学会、二〇〇二年)、「近世後期の神道講談と庶民教化」(『日本宗教文化史研究』六・

二号、日本宗教文化史学会、二〇〇二年)、「近世真宗門徒の日常と神祇信仰―安芸国山県郡を事例として」(『民衆史研究』六五、民衆史研究会、二〇〇三年)、「鎮守のご本尊・江戸時代における神仏習合の一事例」(『福山大学人間文化学部紀要』六号、福山大学人間文化学部、二〇〇六年)、「神道講師師玉田永教の庶民教化と神祇管領長上吉田家」(『宗教研究』七九・四号、日本宗教学会、二〇〇六年)などがある。

(27) 前掲注(26) 小林氏「神道講師師の旅と神仏論争の展開―矢野佐倉太夫の活動に即して―」、十八頁。

(28) 前掲注(26) 小林氏「神道講師師の旅と神仏論争の展開―矢野佐倉太夫の活動に即して―」

(29) 前掲注(26)、引野氏「神道講師師玉田永教の庶民教化と神祇管領長上吉田家」

(30) 『真宗全書』第六十一卷、国書刊行会、一九七六年。

(31) 鷲山智英、八嶋義之、小林知美、田鍋隆男、樋口すみ、高松麻美、木本拓哉「博多萬行寺所蔵『龍華門標』、『龍華札規』、『龍華門條』翻刻」(筑紫女学園大学人間文化研究所『人間文化研究所年報』二八号、二〇一八年)

(32) 前掲注(31)「博多萬行寺所蔵『龍華門標』、『龍華札規』、『龍華門條』翻刻」

(33) 星野元貞編『筑前国諸記』(本願寺史料集成、同朋舎出版、一九九三年)「天保七年」三三三頁。

(34) 前掲注(33)『筑前国諸記』「天保九年」三七〇頁〜三七二頁。

(35) 龍谷大学大宮図書館、請求番号164/10-W/1~12

(36) 雪象については前掲注(3)『学僧逸伝』一六五頁を参照。

(37) 龍谷大学大宮図書館、請求番号164/53-W/1~12

(38) 龍谷大学大宮図書館、請求番号164/51-W/1~12

(39) 浄土真宗文化財調査研究プロジェクト『西国浄土真宗文化財調査研究報告書(五) 妙徳寺資料』(筑紫女学園大学 人間文化研究所モノグラフィーズ第四号、二〇一一年)

(40) 大宮図書館所蔵の『垂釣卵』の内、前掲注(35)、(36)に二本に掲載されている。

(41) 玄雄については前掲注(3)『学僧逸伝』九二頁〜九三頁を参照。

(42) 針水については前掲注(3)『学僧逸伝』一五五頁〜一五六頁を参照。

(43) 前掲注(39)『西国浄土真宗文化財調査研究報告書(五) 妙徳寺資料』、資料目録、典籍類、写本二二八。

(44) 前掲注(39)『西国浄土真宗文化財調査研究報告書(五) 妙徳寺資料』、資料目録、典籍類、写本二二九

(45) 前掲注(39)『西国浄土真宗文化財調査研究報告書(五) 妙徳寺資料』、資料目録、典籍類、写本一五六

(46) 神崎平九郎に関しては森本幾子氏の研究がある。「近世大坂商家の婚禮・雑喉場魚問屋・神崎屋平九郎家を事例として」(『なにわ』大阪文化遺産学研究所センター、二〇〇七年)、「近世大坂商家における追善供養と食・雑喉場魚問屋神崎屋平九郎家の追善供養」(『なにわ』大阪文化遺産学研究所センター、二〇〇八年)、「商家の葬礼と人間関係―大坂雑喉場の魚問屋・神崎屋平九郎家の人脈形成」(宇佐美英機・

藪田貫編『〈江戸〉の人と身分1 都市の身分願望』吉川弘文館、二〇一〇年。

(47) 前掲注(8)『本願寺史』一五五頁。

(木本拓哉…人間文化研究所 客員研究員)

本願寺派における学僧の出版に関して
— 本山の介入と曇龍『垂釣卵』の開版 —

木 本 拓 哉